

地域林政アドバイザー活用推進要綱

平成 29 年 7 月 31 日（29 林整計第 141 号）制定
平成 30 年 3 月 30 日（29 林整計第 570 号）一部改正
平成 31 年 4 月 5 日（31 林整森第 2 号）一部改正
令和 2 年 3 月 2 日（元林整森第 168 号）一部改正
令和 3 年 11 月 10 日（3 林整森第 175 号）一部改正
令和 6 年 4 月 17 日（6 林整森第 10 号）一部改正
令和 8 年 3 月 24 日（7 林整森第 255 号）一部改正

第 1 趣旨

民有林行政において、地域に密着した行政主体である市町村の役割は、平成 10 年の森林法改正における市町村森林整備計画制度の拡充や森林施業に関する権限の市町村長への委譲、平成 28 年の森林法改正における林地台帳制度及び伐採後の造林報告制度の創設など、年々重要性を増しており、その内容も徐々に高度化している。

また、平成 31 年度からは、森林経営管理制度が創設され、経営管理が行われていない森林について経営管理を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は民間事業者に委ねる等の措置を講ずることとされている。また、同年には森林環境譲与税の譲与が開始され、森林経営管理制度の下での森林整備を始めとして、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の取組を、それぞれの市町村が地域の実情に応じて実施している。

さらに、令和 8 年度からは、森林経営管理法が改正され、従来を取組に加え、市町村の事務を支援する法人の指定制度や地域の関係者で森林の経営管理の将来像を協議し、構想を作成する取組等が創設されたところである。

一方、市町村の森林・林業行政の体制は、専任の林務担当者が不在であることも多い上、専門的知見を有する者も限られるなど、マンパワー・知識ともに不足している状況にある。今後、森林資源の循環利用を進めていくためには、林業技術者の活用により市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築することが必要である。

以上を踏まえ、第 2 以下に掲げる地域林政アドバイザーを活用した取組の積極的な推進を図るものである。

第 2 対象

(1) 「地域林政アドバイザー」

本要綱における「地域林政アドバイザー」とは、以下の①及び②に該当する者をいう。

- ① 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は一部事務組合等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一

部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)から委嘱状の交付等による委嘱又は地方公共団体から在籍する法人等への業務委託に基づき、地域林政支援活動に従事する者であること。

② 以下のいずれかに該当する者であること。

ア 森林総合監理士登録者、林業普及指導員資格試験の林業一般区分合格者（林業専門技術員を含む。）又は林業改良指導員資格試験合格者

イ 技術士（森林部門）

ウ 林業技士

エ 認定森林施業プランナー

オ 認定森林経営プランナー

カ 地域に精通する者等であつて、林野庁が実施する研修（地域林政アドバイザー研修）又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者

（２）「地域林政支援活動」

本要綱における「地域林政支援活動」とは、森林・林業行政に関する知識・経験を基に、市町村の林務担当者や地域の林業関係者への指導・助言等を通じて市町村の森林・林業行政を支援する活動（市町村が森林・林業行政に関する事務を一部事務組合等において処理する場合は、当該事務を支援する活動を含む。）をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、各地域の実情に応じ、地方公共団体が自主的な判断で決定するものである。なお、あくまで施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策に関わる活動を対象としており、単なる巡視などの単純な活動のみを行う場合は対象としない。

【地域林政支援活動の例】

- ① 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- ② 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- ③ 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ④ 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- ⑤ 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業体指導）
- ⑥ 路網の整備・管理計画の策定の指導・助言
- ⑦ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- ⑧ 森林 GIS、林地台帳システムの整備、データ更新への助言
- ⑨ 森林経営管理法第 45 条に定める協議及びそれに準ずる協議への参画
- ⑩ 森林経営管理法第 58 条に定める経営管理支援法人の業務 等

第 3 事業概要

森林整備の推進による森林の公益的機能の維持・増進、地域の林業・木材産業の発展を図るため、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者による市町村の森林・林業行政の支援を推進する。

（１）地域林政アドバイザー

地域林政アドバイザーは、地方公共団体からの委嘱又は業務委託に基づき、地域林政支援活動を行う。

(2) 地方公共団体

地方公共団体は、募集等により地域林政アドバイザーとする者を決定し、当該者を地域林政アドバイザーとして委嘱又は当該者の在籍する法人等に業務委託し、地域林政支援活動に従事させる。

また、都道府県は必要に応じ、地域林政アドバイザーの候補となる林業技術者の情報を収集するとともに、当該情報を市町村及び一部事務組合等に提供する。

(3) 林野庁

林野庁は、都道府県を通じて、地域林政アドバイザーの先進事例・優良事例を市町村及び一部事務組合等に提供する。また、第4(2)ウに規定する地域林政アドバイザー活用希望書を林業技術者団体等に提供するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により活用希望の情報を公表する。さらに、地域林政アドバイザーの能力向上に必要な研修を実施する。

第4 取組推進に当たっての留意事項

(1) 地域林政アドバイザーを活用した取組は、地方公共団体が自主的・主体的に実施するものであり、その取組に当たり、総務省において、雇い上げや委託に要した経費について、特別交付税措置を講ずることとされていること。

(2) 地方公共団体は、以下のア～ウに適切に対応すること。

ア 地域林政アドバイザーが円滑に業務に従事できるよう、研修機会の確保等、必要な配慮を行うこと。

イ 地域林政アドバイザーの委嘱又は業務委託を行った場合は、当該年度の地域林政アドバイザーの活用報告書（活動地方公共団体名、所属・氏名、従事業務、保有資格等、従事形態、従事期間等）を林野庁が指定する方法により、翌年度7月末までに林野庁へ提出すること。

ウ 地域林政アドバイザーの活用を希望する場合は、地域林政アドバイザー活用希望書（活動地方公共団体名、業務内容、募集人数、雇用形態、雇用条件等）を林野庁が指定する方法により、都道府県を通じて林野庁へ提出すること。ただし、都道府県が林野庁ウェブサイトでの公表又は林業技術者団体等への提供の必要がないと判断した場合はこの限りでない。

第5 その他

地方公共団体は、法人から派遣等された者に委嘱する場合又は法人に業務委託を行う場合に、当該法人と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務については、公正な職務執行を確保するための必要な措置を講ずること。

附 則（平成30年3月30日付け29林整計第570号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月5日付け31林整森第2号）

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 日付け元林整森第 168 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 2 日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した取組にあつては、なお従前の例によることとする。

附 則（令和 3 年 11 月 10 日付け 3 林整森第 175 号）

この要綱は、令和 3 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 17 日付け 6 林整森第 10 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日付け 7 林整森第 255 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。